

公表年月日	令和 8 年 4 月 9 日
施設の業種	飲食店営業（※注 1）
施設の名称	いなほ
営業者氏名他	有限会社 宮内商事 取締役 木暮 聡 東京都江戸川区船堀二丁目 23 番 9 号 法人番号 9011702011341
施設所在地	東京都江戸川区船堀二丁目 23 番 9 号
適用した条項	食品衛生法（※注 2）第 6 条違反による、同法第 55 条第 1 項の適用
不利益処分等を行った理由	食中毒の発生
不利益処分等の内容	営業停止（5 日間）
原因食品	当該施設が令和 8 年 3 月 23 日に調理し提供した食事（鶏わさ等の加熱不十分な鶏肉を含む）
食中毒の病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ
備考	患者数 3 名

（※注 1）食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。以下「政令」という。）附則第 2 条の規定により、なお従前の例による営業

（※注 2）政令附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法を適用する。